

○特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(役職員の報酬、給与等の特例等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特定国立研究開発法人の専ら研究開発に従事する職員(以下この項において「研究者等」という。)の給与その他の処遇については、研究者等が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案するとともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(検討)</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、関連する制度の在り方について検討し、その結果に基づいて、<u>所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(役職員の報酬、給与等の特例等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特定国立研究開発法人の専ら研究開発に従事する職員の給与その他の処遇については、<u>当該職員が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(検討)</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、<u>特定国立研究開発法人に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>